

議案第 5 号

川崎市緑化センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市緑化センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年 2月19日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市緑化センター条例の一部を改正する条例

川崎市緑化センター条例（昭和54年川崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「とともに、園芸技術の向上を図る」を「ことにより、良好な都市環境の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与する」に改める。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

緑化センターにおいて、園芸技術の相談、指導及び試験研究等の事業を行わないこととするため、この条例を制定するものである。